

第 254 回大阪海区漁業調整委員会議事録

1. 開催日時	令和 5 年（2023 年）12 月 18 日（月曜日） 午後 3 時～午後 3 時 50 分
2. 場 所	大阪府咲洲庁舎 23 階 海区委員会室
3. 出席委員	今井 一郎、岡 修、奥 浩幸、津本 芳孝、常松 睦弘、 田中 映治、伊瀬 隆二、樋口 正明、多田 稔、 村上 知子（オンライン）、鍋島 靖信（専門委員）
4. 府関係者	池田 孝雄、山脇 敏広、福原 敬介、中村 咲良、 新瀬 幾恵、吉見 翔太郎、佐野 雅基 ^{まさき} （水産技術センター）
5. 事務局	大道 斉、久保 佳洋、池田 栄太郎
6. 議事事項	（1）漁業許可の公示 （2）まあじ・まいわし太平洋系群に関する令和 6 管理年度における知事管理漁獲可能量の設定 （3）その他報告事項 TAC 魚種拡大に係る水産資源ごとの検討進捗状況
7. 議事概要	
事務局 （大道書記長）	海区委員会を開催する前に私の方から一つよろしいでしょうか。 このたび、当委員会の今井会長が、これまでの有害・有毒藻類の研究が国際学会より評価され、ヤスモト ライフタイム アチーブメント アワードを受賞されましたことをご報告させていただきます。これはおおよそ 2 年に 1 人が表彰されるということで、世界的にもこれまでの研究成果が高く認められたということです。 今井会長おめでとうございます。一言お願いします。
会 長	40 年以上赤潮の研究をしており、このたび有害・有毒藻類の研究が国際学会で認められ光栄です。世界的に認められた今回の受賞が後進の若手研究者の目標になり、日本の研究全体の底上げになれば幸いです。大阪湾でも海底耕うんで珪藻をかき起こし、大被害を起こす有害赤潮を抑制する方法が効果をあげ、九州八代海でも実施されつつあります。こうした成果が今後も効果をあげていけばうれしいと思います。

事務局 (大道書記長)	ありがとうございました。ただ今から第 254 回大阪海区漁業調整委員会の開催をお願いしたいと思います。 本日は、オンライン出席の村上委員を含め委員 10 名全員に出席いただいておりますので、漁業法第 145 条に基づき、本日の委員会が有効に成立していることをご報告いたします。 それでは、本日ご審議いただきます議題は、お手元の次第にありますとおり、 ・「漁業許可の公示」 ・「まあじ・まいわし太平洋系群に関する令和 6 管理年度における知事管理漁獲可能量の設定」 の 2 件でございます。 それでは、今井会長、議事の進行、よろしくお願いします。
会長	只今から、第 254 回大阪海区漁業調整委員会を開催いたします。 はじめに、議事に入る前に、議事録署名人を、大阪海区漁業調整委員会規程第 9 条第 2 項の規定に基づき私から指名させていただきます。 議事録署名人につきましては、奥委員と津本委員にお願いします。 それでは、議事に入ります。 議題 1、「漁業許可の公示」について、水産課から説明をお願いします。
水産課 (吉見技師)	大阪府水産課の吉見でございます。 漁業許可の公示に関して、諮問させていただきます。 まず、お手元の黄色いファイル「法令集」をご準備ください。 右端のインデックスの上から 5 つ目の大阪府漁業調整規則をお開きください。2 ページ目の下部の第 11 条が根拠条文となります。 本条第 1 項では、知事は、漁業の新規許可をしようとするときは、同条第 1 項各号に掲げる事項に関する制限措置を定め、その内容及び申請すべき期間を公示しなければならないと定められております。また、次ページにあります、同条第 3 項により、制限措置の内容及び申請すべき期間を定めようとするときは、海区漁業調整委員

	会の意見を聴かなければならないと定められており、以上が今回の諮問の根拠となります。 それでは、参考資料１－１をご確認ください。諮問文のとおり、前回の委員会以降の新規要望について、諮問させていただきます。１枚めくっていただいて、海区委員会資料１をご覧ください。表にあります通り、刺網漁業２件、ひきなわ漁業１件、潜水器漁業１人について、新規許可の要望が出ております。 刺網漁業許可の要望については、令和５年７月６日より当面の間、共同漁業権区域内で行う場合を除き、刺網漁業等の新規許可を公示しないとしておりましたが、今回の要望は、所属漁協を通じて、共同漁業権区域内のみでの操業であることを確認していることから、要望のありました２件について公示するものです。 申請すべき期間については、許認可方針通り刺網漁業については、１ヶ月間、その他の漁業については、２ヶ月間としております。 なお、漁協からの新規要望の内訳については、参考資料１－２に掲載しております。説明については以上です。
会 長	ありがとうございます。 ただ今の水産課の説明について、何かご意見・ご質問、お気づきの点はございますでしょうか。
各 委 員	(質疑等なし)
会 長	特にご質問等が無いようですので、議題１については、水産課の案のとおり承認することとしてよろしいでしょうか。
各 委 員	(異議なし)
会 長	ありがとうございます。 それでは、水産課の案のとおり承認することとします。 事務局から答申案をお願いします。
事 務 局	(答申案読み上げ)

(大道書記長)	
会 長	ただ今の答申案について、何かございませんでしょうか。
各 委 員	(異議なし)
会 長	ご異議がないようですので、事務局で答申の手続きをお願いします。 それでは、次の議題に入ります。 議題２、「まあじ、まいわし太平洋系群に関する令和６管理年度における知事管理漁獲可能量の設定」について、水産課から説明をお願いします。
水 産 課 (中村主事)	水産課 企画・豊かな海づくり推進グループの中村と申します。 議題２の説明をさせていただきます。 お手元に配付しております本日の委員会資料の参考資料２－１をご覧ください。諮問文の写しでございます。漁業法第１６条第１項の規定に基づき、まあじ、まいわし太平洋系群に関する、令和６管理年度における、知事管理漁獲可能量を定めたいので、同法第１６条第２項の規定に基づき諮問いたします。 漁獲可能量について、現在、大阪府では特定水産資源として「まさば及びごまさば」、「まあじ」、「まいわし」、「くろまぐろ」の４魚種に、TAC（漁獲可能量）が設定されています。「まあじ」と、「まいわし太平洋系群」の令和６管理年度は、令和６年１月１日から１２月３１日までの１年間となっています。都道府県は、国から配分された漁獲可能量をもとに、各都道府県の資源管理方針に基づく、知事管理区分に配分する漁獲可能量を定めようとするときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならないとされており、お諮りするものです。 今回、国の水産政策審議会資源管理分科会が行われ、「まあじ」と「まいわし太平洋系群」の令和６管理年度のTACの設定及び配分が審議・承認されました。次に、参考資料２－２「令和６管理年度まあじ漁獲可能量（TAC）の設定及び配分について」をご覧ください。

先月 11 月 2 日に開催されました、国の水産政策審議会資源管理分科会で配付され、承認された資料です。「まあじ」の令和 6 管理年度の TAC は日本全体で 16 万 6,800 トンとなっており、この資料の一番下に記載のとおり、このうち 20%に当たる 3 万 3400 トンが国の留保です。留保を差し引いた残りについて、過去 3 か年の漁獲実績の比率に基づき、大臣管理分と知事管理分に配分されます。

知事管理分は、漁獲量の概ね 80%を占める島根、山口、長崎、宮崎、鹿児島 の 5 県には具体的な数量で配分され厳格に管理されますが、それ以外の道府県は、数量を明示せず「現行水準」とされており、大阪府は現行水準の配分とされております。

次に、参考資料 2－3「令和 6 管理年度まいわし太平洋系群漁獲可能量（TAC）の設定及び配分について」をご覧ください。こちらでも、先月 11 月 2 日に開催されました、国の水産政策審議会資源管理分科会で配付され、承認された資料です。「まいわし太平洋系群」の令和 6 管理年度の TAC は日本全体で 97 万 1,000 トンとなっており、この資料の一番下に記載のとおり、このうち 15%に当たる 14 万 5,700 トンが国の留保です。留保を差し引いた残りについて、過去 3 か年の漁獲実績の比率に基づき、大臣管理分と知事管理分に配分されます。

知事管理分は、漁獲量の概ね 80%を占める北海道、岩手、宮城、三重、宮崎 の 5 県には具体的な数量で配分され厳格に管理されますが、それ以外の道府県は、数量を明示せず「現行水準」とされており、大阪府は現行水準の配分とされております。

次に、参考資料 2－4 をご覧ください。先程ご説明しました、国の水産政策審議会資源管理分科会で承認された TAC の設定及び配分を受け、令和 5 年 11 月 9 日付けで農林水産大臣から大阪府知事あてに、まあじ、まいわし太平洋系群について、令和 6 管理年度における都道府県別の漁獲可能量の当初配分の通知があり、下の表に記載のとおり、大阪府のまあじ、まいわし太平洋系群の漁獲可能量は、令和 5 管理年度に引き続いて、「現行水準」での配分となっております。「現行水準」とは、大阪での漁獲量は全国の漁獲量からみると少ない方に位置しているため、数量を明示した厳格な管理ではなく、現行の水準を超えないように、基本は今までどおりの管理を続

	けていただく、ということです。 次に、海区委員会資料２、今回の案をご覧ください。まあじ、まいわし太平洋系群に関する令和６管理年度（令和６年１月１日から令和６年１２月３１日までの期間）における知事管理漁獲可能量につきまして、１の「大阪府に配分された漁獲可能量」は、先ほど申し上げましたとおり、国からの配分は、「現行水準」でしたので、２の「知事管理漁獲可能量」は、大阪府まあじ漁業及び大阪府まいわし漁業に対して「現行水準」と設定したいと考えております。 以上で、議題１についての説明を終わらせていただきます。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
会 長	ありがとうございます。 ただ今の水産課の説明について、何かご意見・ご質問はございますでしょうか。
田中委員	この現行水準ですが、昭和 60 年代には２～３万トン以上の漁獲があったマイワシが現在は衰退期に入っていることと、黒潮の大蛇行もあって減少しているが、これらが解消すれば伊勢湾や大阪湾には大量に卵や仔魚が入ってくると考えられます。 そうなると 1,800 トンの水準を越えてしまう恐れがあります。獲れてから言えということでしょうが、漁獲が増加し知事枠の 1,800 トンの枠を超えた場合、３年の期間ベースで計算されているので、知事枠は 1,800 トンしかないのです、この場合は大臣枠で融通するしかないのですか。
福原総括	マイワシ、マアジは現行水準で割り当てられ、獲れたとしてもすぐに大臣枠に指定とか留保分で補填対応されるということは聞いていません。漁獲が増えれば水産庁と府が相談して対応していきたいと考えています。
田中委員	過去には急に獲れ出し、２万トンと爆発的な漁獲になった経緯がある。カタクチイワシも今話が進んでいるが、どのようになるのかと考える。後の問題として考えないといけない問題である。

会 長	現時点での漁獲量で計算しての1,800トンで、全国シェアの%の数字で規定されるので、今後少々増えても現行水準というあいまいでよい用語で規定されているので、問題ないと思います。
岡委員	マイワシは魚群が集まるとすごい。朝から夜までかかって作業が終わらなかったほどだった。漁師は魚が見えると、獲りたがるもので、獲ってはいけないと言えない。それを獲れるのは巾着網だけだけど。
田中委員	マイワシは外海で1～2月に産卵し、蛇行がなければそのまま大阪湾や伊勢湾に入ってくる。当時は10数統の漁船が毎日1,000～2,000トンの水揚げで、過去にTACがない時代のことだったけど、8年も続いた。 北海道などは10月くらいでも魚がいて獲れるのに、やらせろと言ってもTACでやめろとなっている。現在は取り方を考えなあかん時代になっている。
会 長	魚があると獲りたいですね。そうなった場合も状況を見て、実際には水産庁と大阪府が相談しなければならないので、安心して操業してください。 質問等も出たと思いますので、議題2については、水産課の案のとおり承認することとしてよろしいでしょうか。
各 委 員	(異議なし)
会 長	ありがとうございます。 それでは、水産課の案のとおり承認することとします。 事務局から答申案をお願いします。
事 務 局 (大道書記長)	(答申案読み上げ)

会 長	ただ今の答申案について、何かございませんでしょうか。
各 委 員	(異議なし)
会 長	ご異議がないようですので、事務局で答申の手続きをお願いします。 それでは、次の議題に入ります。 議題３、報告事項があります。 「TAC 魚種拡大に係る水産資源ごとの検討進捗状況」についてです。水産課から報告をお願いします。
水 産 課 (福原総括)	大阪府水産課の福原でございます。TAC 魚種拡大に係る水産資源ごとの検討進捗状況を説明いたします。 先ほどの議題２で、まあじ・まいわし太平洋系群に関する令和６管理年度における知事管理漁獲可能量の設定の議題がありました。 このように、まあじ・まいわし太平洋系群については TAC による管理が行われておりますが、現在８魚種ある TAC 魚種を今後拡大していくことを水産庁は進めておりますので、その進捗状況をご報告いたします。 参考資料３－１をご覧ください。こちらが、水産庁の進める「新たな資源管理の推進に向けたロードマップ」のうち TAC 管理の推進についての部分となります。 資料中に「MSY ベース」の資源評価と出てきますが、「MSY」とは最大持続生産量とも言われ、一定の漁獲圧力で漁獲し続けた場合に、長期的に得られる漁獲量が最大となるときの年間漁獲量のことです。 資料の上段に現行 TAC ８魚種が記載されています。この８魚種については、既に TAC による管理が行われていますが、その８魚種に続いて、その下、魚種拡大の検討のロードマップが示されています。表の右側に記載されているように、漁獲量ベースで８割を TAC 管理する目標として、次期の TAC 魚種拡大が進められています。 TAC 魚種の検討につきましては、漁獲量が多い魚種を中心に、漁獲データ等を用いた資源評価の進み具合など、検討できる準備が整

	った魚種から順に TAC 管理の検討が進められています。 各魚種の検討状況を報告いたします。 参考資料 3－2 をご覧ください。表は、現在 TAC 導入の検討が進められている 33 の魚種・系群となります。TAC 導入の検討については、水産資源ごとに、表の列を右に進んでいくように、「資源評価結果の公表」「資源評価結果説明会」「資源管理手法検討部会」「ステークホルダー会合」と進んでいきます。 この中で網掛けになっている 7 魚種は大阪府内で漁獲のある魚種です。網掛け 7 魚種の中の、ヒラメ・カタクチイワシ・マダイ・イカナゴ・サワラの 5 魚種は、大阪府から漁業者が参考人となり、水産庁が開催する「資源管理手法検討部会」に出席いただき、漁業者の意見を述べていただきました。 「資源管理手法検討部会」の後に開催される「ステークホルダー会合」とは、ステークホルダーと呼ばれる利害関係者の意見を聴取するための会合のことで、さきほどの 5 魚種のうちでは、カタクチイワシのみ「ステークホルダー会合」に進んでいます。 カタクチイワシのステークホルダー会合については、第 1 回が今年の 5 月 30 日、第 2 回が 12 月 15 日に開催されました。第 2 回ステークホルダー会合において、水産庁は、令和 7 年の 1 月に、TAC 管理のステップに入ることを提案しましたが、漁業者の反対意見が強く、合意とはなりませんでした。 カタクチイワシ以外の 4 魚種、ヒラメ、マダイ、イカナゴ、サワラについては、「ステークホルダー会合」はまだ開催されておらず、水産庁において管理方法の検討が続けられている状況となっています。説明については以上です。
会 長	ありがとうございます。 ただ今の水産課からの説明について、何かご意見、ご質問等はありませんか。
田中委員	田中ですが、この会議に出ていました。 非常に後ろ向きな意見が多かったです。なぜかと言いますと、水産庁が水産資源を守るためにやるんやという理屈の中で、その漁業

	の漁獲報告がほとんどされていないのです。 カタクチイワシで揉めたのですが、この5月に会議で香川の伊吹島の人がそんな規制をされては商売にならない、それならもっとちゃんと報告するのにとか、もっと漁獲があるとか言い出し、もうそこで話が空回りして何の話にもならなかった。 小さい漁業協同組合ですと、まだ特にそういうのが末端の組合員にまで理解してもらえていない状況にあるようです。今、大阪では漁獲量を電子報告することが義務になっていますが、義務を履行しない所は様々な補助などが受けられなくなる。TAC 魚種にサワラとか様々な魚種が出てきていますけど、次から順番になると思います。 カタクチイワシということで、我々が最初に出てきています。そういう状況なので、皆さんも出せるものはちゃんと出すようにしないと、TAC 魚種になると水揚げがなかったらその分削られます。大阪はもう先にそういうシステムが出来ていますので、そういう意味ではちゃんと出しておく方が得策かなと僕の感想として思いました。他は末端まで行き渡っていないようです。そういう状況でした。
会 長	そうすると、そういう対応ができるような、その数字を整理したり、総合したりすることができる人をきちんと置いておかねばならないですね。
田中委員	水産庁も何かの形で全漁業種を TAC 対象に順番にして行くような感じでものを言っていますので、やっぱりそうやったら我々自身を守るにはきちんと報告して数字を出していく方がいいと思います。 金額より漁獲量を出しておかないと、権利を認めないようにしようとしているのが伝わってくる。水揚げのないところに割り当てはされないので、やっておいた方がいい。
会 長	まさに、そのとおりだと思います。他の県の漁連でもおそらくそういう情報をきちんと出していくように、人員を雇うとか、対応せなあかんでしょうね。

田中委員	皆さんやると言いつつも、実態が伴っていないのが現実なので。徐々にされていくとは思いますが。
会 長	でしょうね。ほかに特にないようですね。他に事務局から連絡事項等がありますか。
事務局 (大道書記長)	次回の開催日については、後日改めて日程を調整させていただきます。 連絡事項は以上です。
会 長	ありがとうございます。 本日の委員会の議事等は、これですべて終了しました。 ほか何かご意見や事務局から連絡事項等ございませんか。ないようであれば、これをもって本日の委員会を閉会させていただきます。 本日はお疲れ様でした。